

利用者のために

1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

商業統計調査は統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第23号)であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって実施されている。

なお、平成19年商業統計調査に適用された調査票様式は、巻末を参照されたい。

3 調査の期日

平成19年商業統計調査は、平成19年6月1日現在で調査した。

4 調査の範囲

平成19年商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類J-卸売・小売業」に属する事業所を対象とした。

調査は、公営、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とした。

また、料金を支払って出入りする有料施設(公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内※、有料道路内※)の中にある別経営の事業所についても調査の対象とした。ただし、前述以外の有料施設内(劇場内、運動競技場内など)の事業所は、原則、調査の対象としていない。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

※については、平成19年調査より調査を開始した。

5 調査方法

商業統計調査の調査方法は以下の①、②による。

① 申告者(事業所)が自ら調査員によって配布された調査票に記入(自計方式)し、調査員が回収する方法による調査員調査方式

② 商業事業所の本社・本店等の傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

6 調査の単位

単一の経営主体が商業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営主体が異なる場所で商業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに調査した。

7 用語の説明

事業所(商業事業所)

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

(1) 小売業または他の卸売業に商品を販売する事業所

(2) 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

(3) 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテル等の設備、産業用機械、建設材料)などを販売する事業所

(4) 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所(主として管理的事務のみを行っている事業所は除く)

(5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

(6) 「代理商・仲立業」とは、主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所

小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

(1) 個人または家庭用消費のために商品を販売する事業所

(2) 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所

- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
- (4) 製造小売事業所(自店で製造した商品とその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所)
- (5) ガソリンスタンド
- (6) 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動の拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ販売事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- (7) 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従事者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは、従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣事業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給料を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員、(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。
 - (ア) 期間を定めずに雇用されている者
 - (イ) 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - (ウ) 平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者
- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 「他からの派遣事業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請として別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいう。
- ⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日あたりの労働時間である8時間に換算したもの。

年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の有体商品の販売額(消費税を含む)をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の修理料、仲立手数料、商業以外の収入額(製造業出荷額、サービス業収入額等)を合計したものをいう。

商品手持額

平成14年3月31日現在で、事業所が販売の目的で保有しているすべての手持商品額(仕入時の時価)をいう。

セルフサービス方式(小売業のみ)

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売り場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店など。

売場面積(小売業のみ)

商品を販売するために、その店が実際に使用する売場の延床面積をいう。ただし、卸売業、牛乳小売業、自動車小売業、量小売業、建具小売業、新聞小売業及びガソリンスタンドは除く。

8 利用上の注意

公表形式について

- (1)本書の数字は地方集計によるものであり、後日、経済産業省が公表する数字と相違する場合がある。
- (2)この統計表は単位未満を四捨五入しているため、合計数値と内訳数値の計は一致しない場合がある。
- (3)統計表に使用されている記号は次のとおりである。

「－」……該当数値なし

「0」……単位未満

「…」……不詳

「 χ 」……1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

「△」……負数

その他

- (1)この調査は昭和27年以降2年ごとに実施してきたが、51年以降は3年ごと、平成9年以降は5年ごとの調査となり、60年以降は飲食店については調査対象から外れたため、過去の調査結果と伸び率の比較をする場合には、この点に留意すること。
- (2)また、昭和49年以後はガソリンスタンド、54年以後は自動車小売業、60年以後は牛乳小売業、量小売業及び新聞小売業の売場面積は調査していない。
- (3)学区・町丁別集計は、調査区を学区に最も近い形でふり分けた。
- (4)この報告書における平成14年以前の数値については、注釈があるものを除き、各調査年における岡山市と旧御津町、旧灘崎町、旧建部町、旧瀬戸町の数値を便宜、合計したものである。